

太田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第48条第3項ただし書の規定による許可をするに当たって、法第48条第15項の規定に基づき下記のとおり公開による意見聴取を行うので、法第48条第17項及び太田市建築基準法施行に係る意見の聴取規則（平成17年太田市規則第217号）第3条の規定により公告する。

令和5年10月3日

太田市長 清水 聖義

記

1. 意見聴取の期日 令和5年10月24日（火）午前10時から
2. 意見聴取の場所 太田市役所6階 6B会議室
3. 意見聴取の内容 第1種中高層住居専用地域内において小学校及び共同給食調理場を増築することについての許可に関すること。
4. 許可申請者 太田市長 清水 聖義
5. 敷地の位置 太市新田木崎町1121番1の一部 ほか